

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 7 年度
計画主体	浦 幌 町

浦幌町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 浦幌町役場産業課林務係
所 在 地 十勝郡浦幌町字桜町 1 5 番地 6
電 話 番 号 0 1 5 - 5 7 6 - 2 1 8 1
F A X 番 号 0 1 5 - 5 7 6 - 2 5 1 9
メールアドレス sangyou@urahoro.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、ハシブトガラス・ハシボソガラス(以下カラスと標記)、ドバト・キジバト、タヌキ
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	浦幌町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成27年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害額 (千円)
ヒグマ	豆類	0	0
	小麦	0.15	53
	甜菜	1.20	842
	馬鈴薯	0	0
	コーン類	0.50	64
	牧草	0	0
	小計	1.85	958
	エゾシカ	豆類	2.91
小麦		3.87	1,357
甜菜		7.05	4,945
馬鈴薯		4.85	10,987
コーン類		0.95	123
牧草		13.22	685
小計		32.86	19,871
キツネ		豆類	0.08
	小麦	0.03	11
	甜菜	1.88	1,315
	馬鈴薯	0.08	187
	コーン類	0.29	37
	牧草	0	0
	小計	2.35	1,595
	カラス	豆類	0.23
小麦		0.03	11
甜菜		0	0
馬鈴薯		0	0
コーン類		7.58	982
牧草		1.95	101
小計		9.78	1,230

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害額 (千円)
ドバト・キジバト	豆類	1.62	987
	小麦	0.29	100
	甜菜	0	0
	馬鈴薯	0.05	102
	コーン類	0.42	54
	牧草	0	0
	小計	2.37	1,244
タヌキ	牧草ロール	—	—
	家畜被害 (家畜の怪我、飼料や水の汚染)	—	—
	小計	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ヒグマ	本町は東側と西側に森林が広がっているため、町内全域で被害があり、特に山林と隣接している畑に関しては、被害が顕著である 甜菜・コーン類の食害のほか、農作物の踏み荒らし等の被害、侵入防止柵の倒壊などの被害が確認されている 山林に隣接する農村地域の民家近くに出没するケースもあり、農業被害の防止とともに人に対する安全対策が必要である
エゾシカ	山林に隣接する地域を中心に、町内全域において農作物の被害が甚大である その他、道路への飛び出しによる交通事故なども発生している
キツネ	農作物被害のほか、乳牛(子牛)の体の一部を噛む、飼料の汚染など家畜に対する被害も確認されている また、市街地付近にすみつき、ごみを散らかす等の苦情も寄せられている
カラス	播種期における農作物被害、牧草のラップに穴を開けて製品にならなくなる等の被害が確認されている また、乳牛などの家畜に対する怪我（乳房をつつつく等）の被害も報告されている 市街地においても、育雛期における人への攻撃・威嚇や、ごみをあさる等の苦情も寄せられている
ドバト・キジバト	播種期における農作物被害のほか、畜産農家の牛舎に営巣し家畜飼料を餌としてすみつくケースが見られる
タヌキ	農業用施設にすみつき家畜飼料を食害するほか、糞による家畜飼料・水の汚染などの被害がある 牧草のラップに穴を開けて製品とならなくなる等も被害も確認されている

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）		目標値（平成30年度）	
	被害面積(ha)	被害額(千円)	被害面積(ha)	被害額(千円)
ヒグマによる農作物被害	1.85	958	1.30	671
エゾシカによる農作物被害	32.86	19,871	23.00	13,910
キツネによる農作物被害	2.35	1,595	1.65	1,117
カラスによる農作物被害	9.78	1,230	6.85	861
ドバト・キジバトによる農作物被害	2.37	1,244	1.66	871
タヌキによる農作物被害	—	—	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>狩猟期を除く通年、浦幌町鳥獣被害対策実施隊による銃器及びわなでの捕獲を実施</p> <p>農業被害の発生、有害鳥獣の出没があった場合、浦幌町鳥獣被害対策実施隊に依頼し、有害鳥獣の駆除・追い払い・巡回・わなの設置などの対応を行っている</p> <p>捕獲した有害鳥獣に対して、浦幌町及び浦幌町農業協同組合より奨励金を支出している</p> <p>エゾシカにおいては、2月～3月に一斉捕獲を実施し、効率的に個体数の減少を図っている</p> <p>残滓については、埋却が困難な冬期間等の一定期間のみ処理業者に委託し、適正な処理に努めている</p>	<p>ハンターの高齢化に伴い、後継者の育成が急務となっている</p> <p>通報を受けてから出動に至るまでのタイムラグや、日の出前や日没後における銃器使用禁止時間帯対策</p> <p>ヒグマの箱わなは設置により効果的に問題個体の捕獲を行えるが、長期間の設置には維持管理に関する経費や見回り等、管理者の負担が大きい</p> <p>鳥獣被害対策実施隊員に対して助成(捕獲に対する奨励金の支出等)を行っているが、かかった経費に見合う金額とはなっていない。また、捕獲頭数の増加に伴い、奨励金予算や処理費用等が増加しており、財源を圧迫している。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>既存の金属製侵入防止柵と併せて、平成23年度から平成27年度まで継続的にエゾシカ侵入防止用の電気柵を新たに設置している</p>	<p>既存の侵入防止柵については、倒木や老朽化により破損している箇所があり、補修及び機能性の向上が必要とされる</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

浦幌町鳥獣被害防止対策協議会を中心に、浦幌町鳥獣被害防止対策実施隊を実動部隊として、有害鳥獣の捕獲を実施する。

また、捕獲を実施する側（猟友会等）と農業者の連携及び意思の疎通を図るための連絡体制の強化や捕獲従事者の確保に努める。

対象鳥獣の捕獲については、銃器による捕獲と併せて「鳥獣害防止総合対策事業」により導入した捕獲機材を活用し、効率的な捕獲を実施する。

エゾシカ侵入防止柵については、「鳥獣被害防止総合対策事業」を活用し、新規に電気柵の整備を行う。また、既存の金属製侵入防止柵についても老朽化や倒木等により破損した箇所の補修及び機能性の向上を図ることにより、被害減少に繋げる。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成25年4月に浦幌町鳥獣被害対策実施隊を設置
北海道猟友会池田支部浦幌部会・上浦幌部会からの推薦を元に浦幌町が浦幌町鳥獣被害対策実施隊員(非常勤職員/対象鳥獣捕獲員)として任命した者により銃器(ライフル銃・散弾銃・空気銃)及びわなによる捕獲、対象鳥獣の出没に対する対応やそれらに関連して行う事業を推進する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成28年度 ～ 平成30年度	鳥獣全般	第一種狩猟・わな猟免許新規取得及び免許更新の推進及び助成 ハンター保険加入促進事業 必要に応じた捕獲機材や防除機材の購入 侵入防止柵(金属柵・電気柵)の整備 エゾシカ一斉駆除の実施

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
対象鳥獣に対する捕獲計画については、農林水産業被害、鳥獣の出没・目撃情報等を勘案し、近年の捕獲実績に基づき設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	平成26年度(実績)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ヒグマ	11頭	15頭	15頭	15頭
エゾシカ	1,652頭	1,500頭	1,500頭	1,500頭
キツネ	610頭	550頭	550頭	550頭
カラス	326羽	450羽	450羽	450羽
ドバト・キジバト	76羽	100羽	100羽	100羽
タヌキ	83頭	100頭	100頭	100頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>有害鳥獣の捕獲については、狩猟期間を除く通年行うものとし、4月～9月は全町の農村地域を対象に捕獲を実施する。2月～3月は山林部も含めた町内一円を対象として集中的に捕獲を行う。(原則、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所を除く)</p> <p>また、農村地域での捕獲にあたっては、矢先の確認の徹底や土地所有者の了解を得る等トラブルの発生防止に留意する。</p> <p>ヒグマについては、民家や市街地付近での出没、繰り返し農作物に被害を与えるなどの問題個体を捕獲の対象とする。捕獲は銃器及び箱わなによるものとし、目撃情報や出没の通報をもとに箱わなの設置を行う。箱わなを使用する際には、安全確保のため設置場所付近に注意看板を設置するなど、周辺住民等に注意喚起を行う。</p> <p>エゾシカについては、銃器による捕獲を重点に置き、夜間や銃器の使用が禁止されている区域はくくりわなを使用することで効率的な捕獲を行う。</p> <p>キツネ、タヌキ、カラスの捕獲は銃器による捕獲と併せ、わなによる効率的な捕獲を実施する。</p> <p>キジバト・ドバトについては、被害農家を対象として銃器による捕獲を行う。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
浦幌町	エゾシカ・タヌキ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
エゾシカ	電気柵 L=15,000m H=1.5m	電気柵 L=15,000m H=1.5m	電気柵 L=15,000m H=1.5m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成28年度 ～ 平成30年度	ヒグマ	農畜産物残渣や生ゴミ等のヒグマを誘引する恐れのあるものの管理の徹底などについて町の広報誌等で住民に対し注意啓発を図る

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

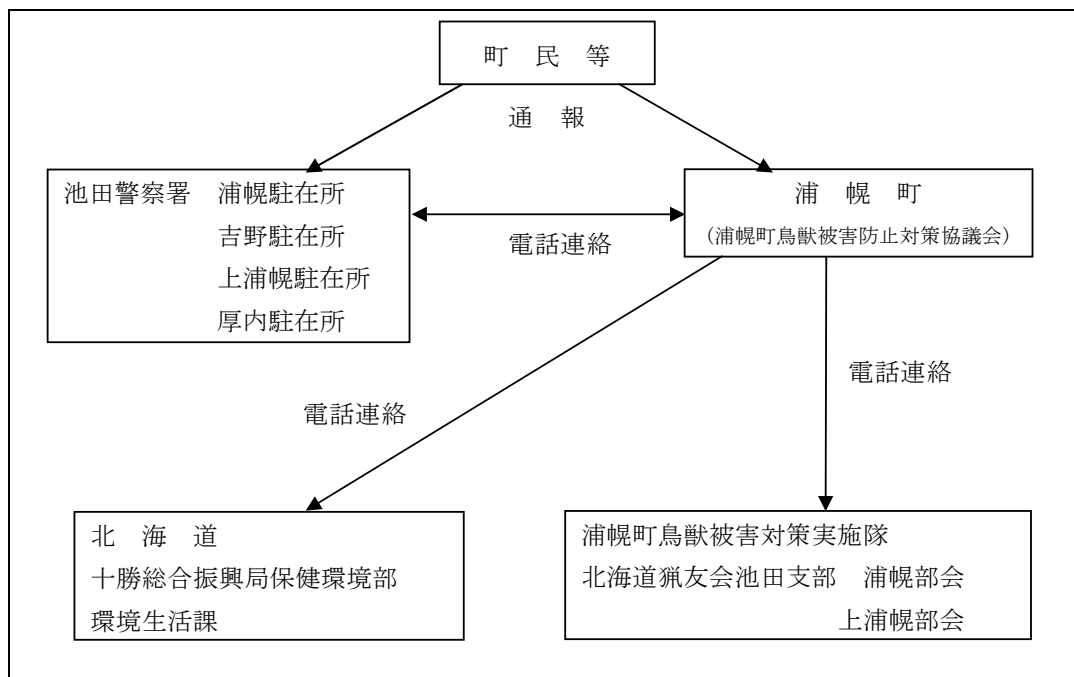
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
浦幌町	有害鳥獣の出没などの緊急時の現場対応 出没地域のパトロール、住民広報
十勝総合振興局 保健環境部環境生活課	緊急時の情報共有
池田警察署 浦幌警察官駐在所 吉野警察官駐在所 上浦幌警察官駐在所 厚内警察官駐在所	有害鳥獣の出没などの緊急時の現場対応 出没地域のパトロール、住民広報
浦幌町鳥獣被害対策実施隊	被害防止のための有害鳥獣の駆除を実施する 有害鳥獣の出没などの緊急時、現場に出向き駆除を実施する
北海道猟友会池田支部 浦幌部会 上浦幌部会	被害防止のための有害鳥獣の駆除を実施する 有害鳥獣の出没などの緊急時、現場に出向き駆除を実施する

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	浦幌町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
浦幌町	被害状況の取りまとめ及び駆除実施の依頼等
浦幌町農業協同組合	鳥獣害による農作物被害状況の把握
十勝農業改良普及センター 十勝東部支所	鳥獣害による農業被害に係る情報提供等
十勝農業共済組合東部事業所	鳥獣害による農業被害状況の調査（共済保険）
浦幌町森林組合	鳥獣害による林業被害状況の把握
十勝総合振興局森林室	鳥獣害による林業被害に係る情報提供等
大津漁業協同組合	鳥獣害による水産業被害状況の把握
十勝地区水産技術普及指導所	鳥獣害による水産業被害に係る情報提供等
北海道猟友会池田支部浦幌部会	有害鳥獣捕獲の実施
北海道猟友会池田支部上浦幌猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
浦幌町町民課	生活環境に係る被害状況の把握

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局 保険環境部環境生活課	有害鳥獣（ヒグマ・エゾシカ・タヌキ）捕獲許可等 緊急時の情報共有
池田警察署 浦幌警察官駐在所 吉野警察官駐在所 上浦幌警察官駐在所 厚内警察官駐在所	市街地地域や民家付近での鳥獣の出没などの緊急時の 現場対応、出没地域のパトロール、住民広報

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月に浦幌町鳥獣被害対策実施隊を設置 北海道猟友会池田支部浦幌部会・上浦幌部会からの推薦を元に浦幌町が浦幌町鳥獣被害対策実施隊員(非常勤職員/対象鳥獣捕獲員)として任命する。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として持ち帰って適切に処理し、地形的要因等によりやむを得ない場合は、生態系に影響を与えないように適切な方法で埋却処理する。場合により鳥獣の保護管理に関する学術研究機関への提供を行う。

- (注) 肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。